

## 指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部保健医療推進室健康政策課

施設名
阪神北広域こども急病センター
所在地：伊丹市昆陽池2丁目10番地

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和5年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	公益財団法人 阪神北広域救急医療財団
代表者	理事長 上谷 良行
所在地	伊丹市昆陽池2丁目10番地
指定期間（予定）	
令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>阪神北広域こども急病センターは、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町において課題となっていた小児救急医療について、より効果的・効率的に対応するため、施設整備及び管理運営経費を構成市町における財源負担を前提に設立した施設です。</p> <p>また、当該施設の現在の指定管理者である公益財団法人阪神北広域救急医療財団は、医師不足等による小児救急医療の破綻を回避するため、兵庫県をはじめ、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町の3市1町と各医師会が協議し、その財政的支援によって阪神北広域こども急病センターの管理運営を目的として設立された経緯があり、センター運営に係る医師・看護師等医療専門職を直ちに確保し、現在の運営を代替できる法人その他団体を探すことは実質的に困難であると考えられます。</p> <p>同センターにおいて、休日及び夜間等における小児科診療事業等を、地域医療体制の整備促進と救急医療体制の円滑化を目指した「県や医療機関及び関係機関と連携し、また、近隣自治体との協力体制の構築等により、救急医療体制の維持充実を図る」という市の特定施策と一体的に推進することで、施設の設置目的や市の施策目標をより効果的・効率的に達成することができること、加えて、この法人が子どもが健やかに成育する環境づくりに寄与することを目的として設立された法人であることから、当該施設の事業を最も適切かつ永続的に運営できると考えられます。</p> <p>以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第7条第1項第2号の「指定管理施設の事業を特定の施策と一体的に推進するため、特定の団体を指定する必要があると認められる場合」に該当するため、当該団体を指定予定者として選定します。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。